

平戸市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平戸市犯罪被害者等支援条例（令和3年平戸市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。

(見舞金支給対象者)

第3条 条例第7条第2項に規定する見舞金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（第5条の規定による第1順位の遺族であって、当該犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者に限る。）
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者に限る。）

(見舞金の額)

第4条 条例第7条第1項に規定する見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該犯罪被害により死亡した場合に、当該犯罪被害者の遺族に対して支給する遺族見舞金の額は、同項第1号に掲げる額から既に支給した重傷病見舞金の額を減じて得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の適用については、当該子の母が犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の収入によって生計を維

持していた場合は同項第2号に掲げる子と、その他の場合は同項第3号に掲げる子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者の中にあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡の前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(支給の制限)

第6条 次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することができる社会通念上適切でないと認められるとき。

(支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、平戸市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- (2) 犯罪被害者の削除された住民票又はその写し
- (3) 申請をする者の住民票又はその写し
- (4) 戸籍謄本又はその他犯罪被害者と申請をする者との続柄を確認することができる書類
- (5) 申請をする者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (6) 申請をする者が犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- (7) 第1順位の遺族が2人以上あるときは、平戸市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表者選任届（様式第2号）
- (8) 誓約書（様式第3号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

- 2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、平戸市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞

金) 支給申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 重傷病に関する医師の診断書又はその写し
- (2) 申請をする者の住民票又はその写し
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前2項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当該犯罪被害の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により同項の規定する期間を経過する前に第1項又は第2項の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、当該申請をすることができる。

（支給の決定等）

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給を決定したときは平戸市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第5号）により、申請を却下したときは平戸市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書（様式第6号）により、当該申請を行つた者に通知するものとする。

（見舞金の請求）

第9条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、平戸市犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（支給の決定の取り消し等）

第10条 市長は、支給の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該支給の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した見舞金がある場合は、その返還を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金を返還させるとときは、平戸市犯罪被害者等見舞金返還命令書（様式第8号）により支給を受けた者に通知するものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

平戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

平戸市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

平戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給を申請します。

支給申請額				
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時頃		
犯罪行為が行われた場所				
犯罪行為により死亡した者	氏 名			
	生年月日			
	犯罪行為が行われたときの住所			
	死亡年月日			
犯罪行為による被害の発生状況				
犯罪行為に係る重傷病見舞金の支給の有無		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無
取扱警察署		警察署		
他の第1順位の遺族	氏 名	犯罪被害者との続き柄	住 所	
同 意 書				
遺族見舞金の支給の決定に際し、平戸市が警察署その他の関係機関に上記の犯罪行為に関する事項について、照会し報告を求めるに同意します。				
氏名				

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

平戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
犯罪被害者との続柄（ ）
電 話

平戸市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表者選任届

犯罪被害者 の遺族見舞金の申請、請求及び受領について、次のとおり代表者を選任しましたので、届け出ます。

区分	氏 名	住 所	電話番号
代表者			
他の第1順位 の遺族			

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

平戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

誓約書

見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給申請にあたり、犯罪被害者等（犯罪被害者のほか遺族を含む。）が、平戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条に規定する次の各号に該当しないことを誓約します。

- 1 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

また、偽りその他不正な行為等により見舞金の支給を受けたことが判明したときは、見舞金の返還を求められることがあり、その際は支給を受けた者に返還義務があること理解しました。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

平戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

平戸市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

平戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時頃
犯罪行為が行われた場所	
犯罪行為による被害の発生状況	
犯罪行為が行われたときの住所	
傷病又は疾病の状態	
取扱警察署	警察署

同 意 書

見舞金の支給の決定に際し、平戸市が警察署その他の関係機関に上記の犯罪行為に関する事項について、照会し報告を求めるに同意します。

氏名

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

平戸市長

印

平戸市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請があった見舞金の支給については、次のとおり決定しましたので、平戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により通知します。

支給決定額 円

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

平戸市長

印

平戸市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった見舞金の支給申請については、下記の理由により却下しましたので、平戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、平戸市を被告として（訴訟において平戸市を代表する者は、平戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

平戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話

印

平戸市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定の通知があった見舞金について、平戸市犯罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	円	
見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金	<input type="checkbox"/> 重傷病見舞金
(フリガナ) 口座名義人	()	
金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組	
種 別	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	
口座番号		

様式第8号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

平戸市長

印

平戸市犯罪被害者等見舞金返還命令書

年　　月　　日付け　　第　　号で支給を決定した見舞金については、下記のとおり返還を命じます。

記

1　返還金額　　円
2　返還期限　　年　　月　　日
3　返還理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができないなります。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、平戸市を被告として（訴訟において平戸市を代表する者は、平戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。まお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。